

12 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況

勤務時間		休憩時間
始業時刻	終業時刻	12:00~13:00
8:30	17:15	

※令和4年4月1日現在の標準的な勤務時間

13 職員の分限と懲戒処分の状況 (令和4年度)

区 分	分限処分		懲戒処分		
	休職	戒告	減給	停職	免職
人数	26人	2人	4人	0人	0人

※分限処分とは、勤務実績が良くない場合や心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合に、公務能率の維持を目的として行われる職員の意に反する処分

懲戒処分とは、法令違反、義務違反等に対して、規律、秩序の維持を目的として科す職員の意に反する処分

14 職員手当

区 分	南 魚 沼 市	国の制度
期末手当 勤勉手当	〈支給割合〉 6月期 1.200月分 12月期 1.200月分 計 2.40月分 職制上の段階、職務の等級などによる加算措置あり	勤勉手当 0.95月分 1.05月分 2.00月分 同じ
退職手当	〈支給率〉 勤続20年 19.6695月分 勤続25年 28.0395月分 勤続35年 39.7575月分 最高限度 47.709月分 加算措置 定年前早期退職特例措置	勤奨・定年 24.586875月分 33.27075月分 47.709月分 47.709月分 同じ
扶養手当 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 ※満16歳の年度始め～満22歳の年度末の間にある子は、1人につき5,000円を加算	同じ
住居手当 (月額)	月額12,000円を超える家賃を払っている職員に、負担している額に応じて最高27,000円までを支給	月額16,000円超が対象 最高額が28,000円
通勤手当 (月額)	2km以上から距離に応じて3,000円～24,500円	最高額は同額、距離区分と額に差異あり

15 職員の研修の状況 (令和4年度)

研修名	件数	延べ受講者数
自己啓発研修	3	3
各課専門研修	494	1,910
職場内研修	10	266
人事担当課主催	10	190
新潟県自治研修所主催	13	50
新潟県市町村総合事務組合主催	27	92
市町村アカデミー研修	0	0

17 職員の退職管理の状況 (令和4年度)

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法において、公務の公平性を確保するため、退職管理の適正化に関する規定が定められました。退職後に再就職した元職員が、再就職先に関する契約・処分などに関して、退職後2年間、現役職員に対して、職務上の行為をする(しない)ように要求または依頼すること(=働きかけ)が禁止されました。

※国、新潟県、類似団体の各種データは令和5年10月1日現在公表されていません。公表後、本市との比較を市ウェブサイトに掲載します。職員数と給与の詳細は、市ウェブサイトで「南魚沼市 給与」で検索)掲載中です

(2) 年次有給休暇の取得状況

区 分	1人当たり平均取得日数	
	令和3年	令和4年
年次有給休暇	11.0日	11.8日

※1) 各年1月1日～12月31日の取得状況

2) 一般職員で市長部局に勤務する職員のうち、技能労務職、交替制勤務者、暦年途中の採用者・退職者、育児休業者を除く

16 職員の福祉と利益の保護状況

(令和4年度)

(1) 職員の健康管理

職員の健康状態を把握し、健康障がいや疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、人間ドックの助成を行っています。また、心理的な負担の程度を把握するための検査を行い、メンタル不調の防止に向けて取り組んでいます。

(2) 公平委員会の業務の状況

市では、公平委員会を地方自治法第252条の7の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合に共同設置し、事務処理をしています。

報告状況	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件